

# 第 1 2 回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和元年 12 月 16 日（月） 午後 1 時 30 分

2. 招集場所 石川町役場 3 階 正庁議場

3. 議案

(1) 議案第 33 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第 34 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第 35 号

現況確認証明に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 9名

1番	角田	義光	2番	横川	昌英	3番	金沢	和則
4番	芳賀	正幸	5番	緑川	一男	6番	仲田	昌勝
7番	緑川	喜友	8番	遠藤	武重	9番	佐藤	晴夫

農地利用最適化推進委員 8名

1 1番	添田	勉	1 2番	藤田	浩伸	1 3番	小林	富男
1 4番	近内	繁治	1 5番	小池	力	1 6番	福田	正三
1 7番	矢内	壮幸	1 8番	齋藤	英幸			

欠席委員 なし

事務局	事務局長	佐藤	康博
	庶務係長	三瓶	桂治
	書記	矢内	康裕



〇〇〇〇〇〇の水田 9 7 0 m<sup>2</sup>と〇〇〇〇〇〇〇〇の水田 7 1 1 m<sup>2</sup>です。

権利を移転しようとする理由は、譲受人の〇〇〇〇は現地より徒歩 2 分ほどの所で養鶏所を営んでおり、この土地で今後養鶏所への無農薬栽培による飼料を供給し安全な卵としてのブランド化を目指しております。

周りは山林と養鶏所の進入路ですので支障があるとは思えません。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議の程よろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第 3 条第 1 項番号 1 の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第 3 3 号 農地法第 3 条第 1 項番号 1 について承認するものと決定いたします。

続きまして農地法第 3 条第 1 項番号 2 の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第 3 3 号 農地法第 3 条第 1 項番号 2 について承認するものと決定いたします。

---

## ( 2 ) 議案第 3 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議 長 次に、議案第 3 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

農地法第 5 条第 1 項番号 1 についてですが事業計画者は一般住宅及び駐車場建築を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第 2 種農地です。

農地法第 5 条第 1 項番号 2 についてですが事業計画者は資材置場設置を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第 2 種農地です。

・議 長 それでは只今説明のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請番

号1を調査した仲田昌勝委員に報告を求めます。

- ・仲田昌勝委員 5条1項1番の農地転用の件を調査した結果を報告いたします。

12月12日木曜日午後2時から、譲受人〇〇〇〇、譲渡人〇〇〇〇は〇〇〇〇に委任することから、農業委員会事務局三瓶係長、矢内主事、〇〇〇〇、私を含めた4人で現地調査致しました。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇手前を北に100m程の所で〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積25㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、地積223㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、地積31㎡、利用状況は普通畑、一毛作として利用しています。

譲受人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業会社員、譲渡人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、無職です。区分は一般住宅、駐車場敷地としての転用許可申請です。

申請理由として、譲受人は妻と母親、成人した子供3人の6人家族で、既存住宅は築60年を経過しており、老朽化が著しく今回の住宅移転新築計画となりました。既存住宅は物置として利用します。

土地の選定理由として、申請地は日当たりがよく、既存敷地からも近く高齢の母親をはじめ、家族全員が住み慣れた地域を離れることなく、新しい住宅を建築後も安心して生活することが出来ます。

敷地内には敷砂利を施し、工事の際に出来る法面には法面保護工をして、土砂の流出を防ぎます。汚水については、合併浄化槽を設置し、処理後に計画側溝へ排出します。境界標により土地の境を明確にし、集団農地の蚕食又は分断、日照被害などの支障を及ぼさないようにします。

以上調査した結果この案件は問題ないと思われまますので皆様方の審議よろしく申し上げます。

- ・議長 只今報告のありました農地法第5第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。
- ・金沢和則委員 事務局へ質問ですが、資金証明書で事前審査申込書が付いています。これが委任者・申込人欄が連名になっています。この資金証明書単独（これだけ）でよいのでしょうか。
- ・事務局 県の補正では、現時点では2人の続柄を教えるように指示されていますがこの書類で不足するかは確認が取れていません。今後補正に従い必要で



- ・議 長 只今報告のありました農地法第5第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第34号農地法第5条第1項番号2については承認するものと決定いたします。
- 

### (3) 議案第35号

#### 現地確認証明に対する意見決定の件

- ・議 長 次に議案第35号現況確認証明に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 只今報告ありました現況確認証明について調査をしました私に代わり、近内繁治農地利用最適化推進委員に報告を求めます。

- ・近内繁治委員 現況確認証明の現地調査報告をします。

調査日は令和元年12月12日午前11時より、係長三瓶さん、主事矢内さん、委員佐藤会長と申請者〇〇〇〇と事務所が近くにある〇〇〇〇、私が参加できなかった為2名以上の委員の立会いが必要であることから、同日遠藤委員も現地の確認を致しました。私も後日現地を確認しております。

所在地は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、面積1,193㎡です。場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ向かい〇〇〇〇〇〇〇〇の反対側右側の地点です。

申請理由は地目を現況の原野としたいということです。現況は〇〇〇〇〇〇〇〇〇には直接接してはいませんが〇〇〇〇〇〇〇〇〇の敷地に隣接している1mから3mくらいの高台になり、一面篠竹やツタ類が繁茂しており畑の面影もなく原野となっております。以前は野菜や葉タバコ等栽培しておりましたが、20年以上耕作されていないという事です。

結果現況原野での地目変更で問題ないと確認いたしました。以上報告します。

- ・議 長 只今報告のありました現況確認証明について何かご意見等ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第35号現況確認証明に対する意見決定の件について承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時3分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和元年12月16日

石川町農業委員会

議事録署名人 3番

4番